

千葉市告示第3号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、次の指定医療機関から廃止の届出があったので、生活保護法第55条の3の規定により告示します。

令和8年1月5日

千葉市長 神谷俊一

名 称	所 在 地	廃止年月日
(診療所)		
ちからいしこどもクリニック	千葉市稲毛区作草部町592-2 2階	令和7年10月31日
美浜そよかぜクリニック	千葉市美浜区磯辺5-14-3 203号室	令和7年10月31日
(薬局)		
しらうめ薬局	千葉市中央区赤井町918-32	令和7年10月31日
なのはな薬局 おゆみ野店	千葉市緑区おゆみ野5-58-8	令和7年10月31日
なのはな薬局 南店	千葉市緑区おゆみ野南2-11-1	令和7年10月31日
つつじ薬局 土気店	千葉市緑区あすみが丘2-3-1 2 トークプラザ102	令和7年10月31日